導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

歌志内市の人口構造は、本市唯一の基幹産業であった石炭産業が全盛期であった昭和２３年の４６，１７１人をピークとして減少を続け、令和２年１０月末現在の人口は２，９８９人にまで減少している。また、この２０年間では、生産年齢人口が５７．９％から４１．９％に減少する一方、６５歳以上人口が３２．６％から５３．３％にまで増加している。

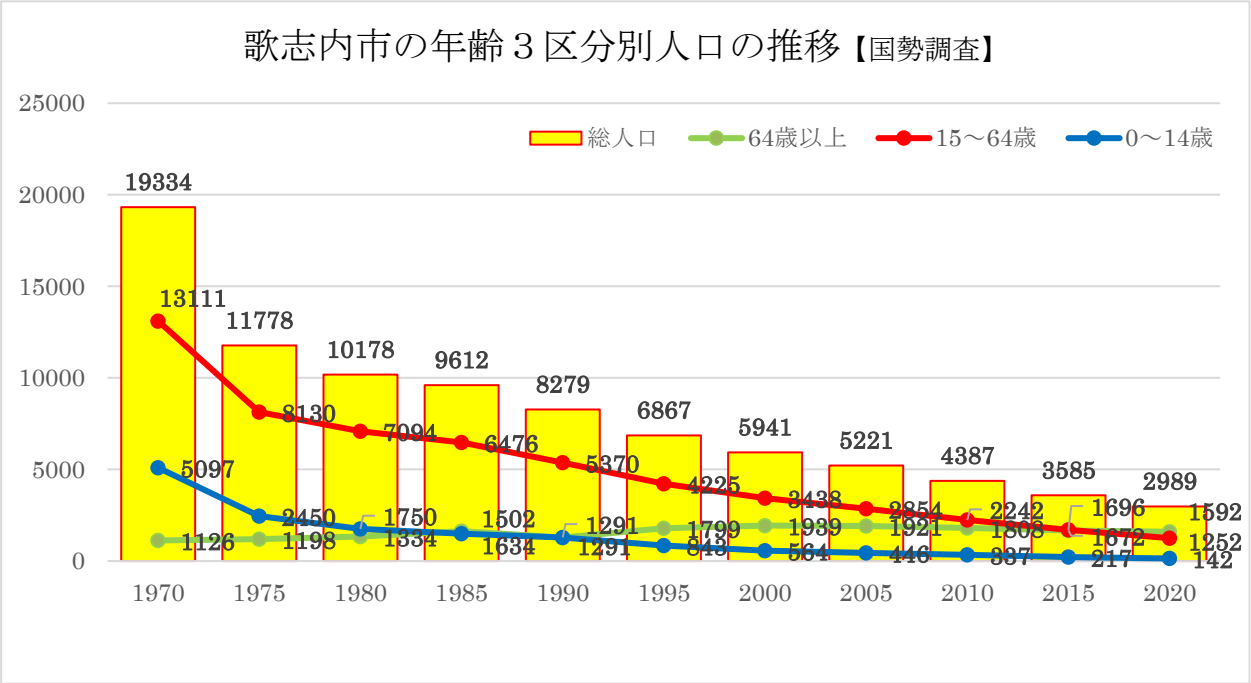

本市の産業構造は、公務や医療、福祉等の第３次産業が約７３％を占め、農業等の第１次産業はほぼ皆無という特殊な構造となっているうえ、本市に事業所を有する企業はほぼ１００％が中小企業となっている。

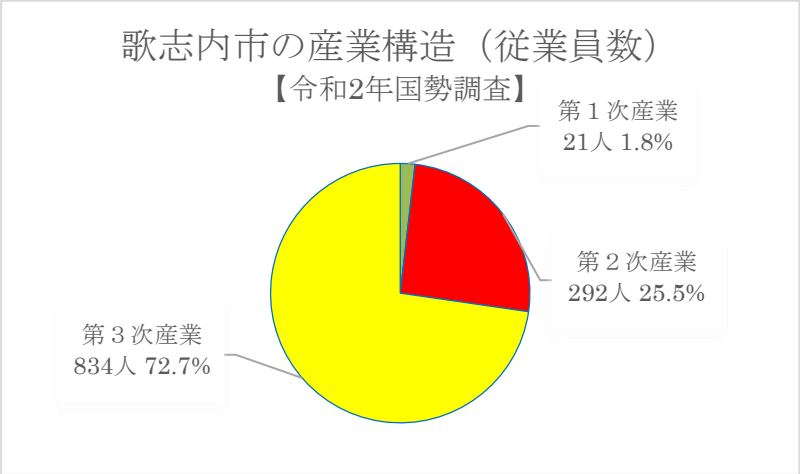

今後、人口減少に伴い生産年齢人口がさらに不足し、生産力や競争力の低下のほか後継者問題から廃業者が増加するなど、本市の地域経済に大きな影響を与えることが予想されることから、地域経済の活性化のためには、本市を支える中小企業の発展が不可欠であり、企業が限られた労働力で成果を上げることができるよう、先端設備等の導入による生産性の向上を図る取組を支援する必要がある。

（２）目標

歌志内市では、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

業種を問わず多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

歌志内市の産業は市内に点在しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

歌志内市内の中小企業は、業種を問わず労働生産性の向上が伸び悩んでいることから、各事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業全てとする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年１１月２６日～令和７年１１月２５日までの２年間とする。

（２） 先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。